

令和5年度まちづくり懇談会ふれあいトーク 事前質問要望等経過対応報告一覧(岩舟地域)

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
1	五十畑	<p>【市道 2091 号線五十畑自治会南の通学路冠水対策について】</p> <p>市道 2091 号線の中の島自治会に隣接する道路は凹地になっていて側溝もないため少しの雨でも道路が冠水してしまい、小学生の通学時は水たまりの中を歩いている状況で、特に新1年生にとっては危ないので、対策を要望します。</p> <p>なお、五十畑地内の市道 2091 号線については道路改良計画があり、施工されれば解消されると思いますが、平成25年度に行われた用地等の調査以降進んでいないので、工事の見通し等についても併せてご回答いただきたくお願い致します。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2407】 【道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>市道 2091 号線の道路整備状況につきましては、設計等の業務まで完了しておりますが、岩舟地域の他の路線の整備も多数あることから、お時間をいただいており、ご迷惑をお掛けしております。</p> <p>工事の見通し等につきましては、今年度に完了予定の事業の進捗を踏まえ、事業再開に向け取り組んでまいります。</p> <p>なお、道路の水たまりにつきましては、舗装補修で対応してまいります。</p>	<p>【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2407】</p> <p>市道 2091 号線の整備につきましては、令和 6 年度から用地買収等を行えるよう、事業再開に向け準備を進めております。工事予定などの今後の詳細な見通しが決まりましたら、改めまして、地元関係者の方々に説明させていただきます。</p> <p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>自治会長と現地確認した結果、舗装補修で水溜りの解消は難しいことを伝えておりますが、必要な補修は対応してまいります。</p>
2	鶴巻	<p>【道路に関する要望について】</p> <p>山林を起こして住宅が2世帯ほど増えていますが、前面道路が未舗装のままです。個人的に砂利を敷いて整備している状態です。同様のケースがもう1世帯あります。今時、家の前が砂利道なのはあり得ないので早急に舗装工事をお願いします。</p> <p>また、前々から要望している東側道路の拡幅工事も進めて頂きたい。車のすれ違いができずに困っています。</p>	<p>【農林整備課:TEL21-2279】 【道路河川整備課:TEL 21-2407】 【道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>2世帯の住宅が隣接している道路につきましては、市道に認定しております。市道につきましては「生活道路補修要望書」に基づき、計画的に修繕を行っておりますので、要望書を提出いただき、これに基づき検討させていただきます。</p> <p>もう1世帯の、住宅に隣接している道路につきましては、農道となります。農道は、道路と道路を結ぶ1本の路線全体としてであれば、舗装工事が可能です。あらためて自治会から、路線全体の舗装の要望をいただいたうえで、市全域の農道整備の中で、順番に整備してまいります。</p> <p>また、ご要望の東側道路(市道 61266 号線)の拡幅工事につきましては、用地についての合意形成が図れず、休止となっております。拡幅工事は用地についての地権者合意が不可欠なことから、市といたしましては、合意に至る解決策等を検討し対応していきたいと考えております。</p> <p>なお、この路線は生活道路であるため、地元自治会の方々の協力が得られれば、更なる早期の実現にも繋がりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>令和 5 年 7 月に要望書を提出いただきましたので、今後計画的に舗装補修工事を実施してまいります。</p> <p>【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2407】</p> <p>地権者との合意形成が図れていなかった市道 61266 号線については、その後地権者とお会いし、事業計画の合意に向け交渉を進めているところです。</p> <p>今後の予定といたしましては、合意をいただいたうえで、未整備区間の関係者の方々に事業計画を説明し、用地の取得を進めてまいりますので、拡幅工事につきましては、もう暫くお時間を頂きたいと思っております。</p>
3	下津原中央一	<p>【横断歩道、路側帯、看板設置に関する要望】</p> <p>地域の横断歩道、路側帯が摩耗し不鮮明であります。特に市道 01053 号線は国道 50 号への主要幹線道路です。通行量も多く特に劣化等が酷く路肩との境が目視出来ない箇所が多くあり、交通安全上からも重大かつ軽視できません。法定速度 30 キロ守守車は皆無で、大半が速度違反車であります。</p> <p>よって「危険・スピード落とせ」の啓発看板等設置にて速度抑止と交通事故防止が期待出来るのではないのでしょうか。大事故に至る前に適切な対策等を早急に講じて頂きますようお願い致します。</p> <p>(横断歩道を渡ろうとしても一時停止を怠るが全国ワーストは栃木県との報道が記憶にあります。栃木県警、栃木県交通安全協会の指導啓発により直近は改善報道等。)</p>	<p>【岩舟地域づくり推進課:TEL 55-7751】 【交通防犯課:TEL 21-2151】 【道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>ご要望をいただきました道路は県道桐生岩舟線(旧 50 号)からの抜け道としてスピードを出す車が多く、以前からご心配をいただいておりますことから、制限速度を守って運転してもらうよう、交通安全協会に注意喚起の看板の取り付けを依頼いたします。</p> <p>横断歩道の路面標示をはじめとする交通規制については、県公安委員会が権限を有していることから、今回の路面標示が薄くなっている箇所ならびに速度超過車両の往来につきましては、市より栃木警察署あて連絡させていただきました。</p> <p>なお、交通規制要望は自治会で協議のうえ、あらためて、栃木警察署にご要望くださいますよう、お願いいたします。</p> <p>また、路側帯につきましては市の管理になりますので、早急に対応してまいります。</p>	<p>【担当課:岩舟地域づくり推進課:TEL 55-7751】</p> <p>交通安全協会に注意喚起の看板を依頼し令和 5 年 7 月 31 日に市道 01053 号の県道桐生岩舟線入り口付近及び国道 50 号線入り口付近に「スピード落とせ」の看板を取り付けていただきました。</p> <p>さらに令和 5 年 11 月 28 日に交通安全協会より、県道桐生岩舟線入り口付近に北へ走る車に注意喚起するため、同様の看板を取り付けていただきました。</p> <p>令和 5 年 JAF の全国調査の結果で、信号機がない横断歩道で車が歩行者を優先して一時停止した栃木県の割合は 74.8%で全国 3 位になりました。周知活動をしていただいた交通安全協会の役員の皆様に感謝を申し上げます。運転者の方につきましては引き続き安全運転をしていただくようお願いしたいと思っております。</p> <p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>令和 5 年 12 月に外側線の設置を全線実施いたしました。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
4	豊岡宮前	<p>【不法投棄の実態】</p> <p>豊岡宮前もてぎ地区の休田の不法投棄が目に見えて悪化しています。市の方々にも色々相談しているのですが、法律上地権者の方が清掃することが義務の様なので監視カメラなどを設置してくれると多少不法投棄も少なくなるのではないかと。また、他の自治会の参考例があれば教えてほしいです。</p>	<p>【クリーン推進課:TEL 31-2447】</p> <p>市では、希望する自治会へ監視カメラの貸出を行っておりますのでクリーン推進課までご相談ください。</p> <p>また、民有地内の不法投棄に関する対策としましては、自治会様からご相談があった際には、監視カメラの貸出に加え、不法投棄監視員による平日の日中の見まわりの頻度を増やすこと、不法投棄禁止看板の貸出をご提案しております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:クリーン推進課:TEL 31-2447】</p>
5	三谷東	<p>【市道 61101 号線と谷田川間の法面繁茂樹木の伐採に関する要望について】</p> <p>岩舟総合運動公園南西にある市道 61101 号線と谷田川間の法面には、100m ほどの区間にわたりアカシアと思われる樹木が繁茂しており、枝葉が生育すると見通しが悪くなって非常に危険な状況となります。数年前のふれあいトークにおいて枝切りを要望し、毎年市道上の交通支障枝については剪定をいただいておりますが、市道 61109 号線の南側から十字路交差点に進入する場合、樹木本体が壁のように遮蔽し全く見通しがきかず交差点内に進入しないと左右が確認できない状況です。市道 61101 号線は県道中藤岡線の裏道となっており、狭いわりに交通量が多い道路のため上記交差点でいつ事故が起きてもおかしくない状況となっております。このため市道 61101 号線と谷田川間の法面樹木の根切り伐採を実施し、どの方向からも見通しを良くして交通事故未然防止を図っていただくよう要望します。またこれは三谷地域自治会連合会(東自治会、中自治会、西自治会)の総意です。</p>	<p>【農林整備課:TEL21-2279】</p> <p>現地を確認しましたところ、ご指摘のとおり市道 61109 号線と市道 61101 号線の交差点の見通しが効かない状態ですので、良好な見通しが確保できるよう、交差点より東西それぞれ 15m の区間は幹の伐採を、残りの区間は枝切りを実施いたします。</p>	<p>【担当課:農林整備課:TEL 21-2279】</p> <p>令和 6 年 1 月に、交差点から東西それぞれ 95m の区間の樹木伐採を行い、良好な見通しを確保しました。</p>
6	上岡	<p>【地価評価額の見直しの要望について】</p> <p>山間部の田畑では害獣被害により耕作は不可能です。山林や田畑は資産価値はゼロです。只でももらう人はいません。そんな土地で永久に税金を払い続けるのは納得できない。</p> <p>【当日再質問】</p> <p>この回答だと見直しできないということか。今は仕事をしているので固定資産税も払えますが、いずれは仕事もできなくなりますから、年金だけとなり、ほとんど固定資産税で持っていられる。その他にも色々引かれます。</p> <p>農村部だと、土地だけは広く持っている家が多い。市内の方とは条件が違う。貰ってもいらぬような土地が多く、これをなんとかしてもらわないと、いずれ高齢になって働けなくなったら、年金だけでどうやって生きていくのか。</p> <p>どうにもならないような、もう資産価値がゼロという土地について、評価をゼロにすれば税金がかからないわけですね。そういった見直しはできないのか。</p>	<p>【税務課:TEL 21-2271】</p> <p>固定資産税は、毎年 1 月 1 日に、固定資産(土地・家屋・償却)を所有している方に課税させていただいている税金になります。</p> <p>固定資産税は、福祉、救急、ごみ収集等の基礎的な行政サービスを提供するための貴重な財源となっており、固定資産を保有している担税力のある方に課税させていただいております。</p> <p>ご質問いただいた土地につきましても、1 月 1 日時点で所有されている場合には、課税させていただくこととなりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>【経営管理部長】</p> <p>山間部に関しては害獣等により、持っているだけで非常に大変という現状は認識しております。こういった問題は今、山間部だけではなく、市街地においても発生しております。実際に被害を受けている土地を持っていると、タダでも貰う人がいないのだから、資産価値はゼロでないか、そのように考える気持ちは分かります。</p> <p>しかしながら、資産価値という点では、例えば市街地においても、親から土地を相続したが、自分は使う予定がないから処分したい。けれども、土地を買ってくれる人がいない。こういったケースは市街地の宅地などでも、税金がかかりますし、草刈りなどの維持費もかかるなど、非常に負担が大きい。日本全体で、不動産が負の財産となりつつあるという問題が生じています。</p> <p>農地や山林の評価方法については法律等で決まっておりますが、評価額をゼロにすれば税金がかからないというお気持ちも分かりますが、直ちに、そういった対応を税制上でというのは、市単独では難しい状況にあります。</p> <p>市の方でも、害獣対策も含め、環境整備に取り組んでおりますが、現状は追いついていない状況でありますので、今後につきましても、環境整備についての対策を着実に進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:税務課:TEL 21-2271】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
7	小名路	<p>【三杉川(小名路地区)ウォーキングロード整備の要望について】</p> <p>小名路地区の中心を北から南に流れる 1.5 キロほどの三杉川は、地域住民や小名路里山を守る会の会員たちが毎年草刈り作業やしば焼などを行いながら美しく管理しています。</p> <p>また、川堤の周りには多くの桜が植えつけられており、桜の咲く4月初めの頃はとても素晴らしい景観です。</p> <p>このため、最近では地域住民だけでなく、他から訪れた方々が散歩をしている姿を桜の咲く時期だけでなく通年見られるようになりました。</p> <p>そこで、事故もなく安全に歩けるように、三杉川(小名路地区)の堤防をウォーキングロードとして整備いただけないかご検討をお願いします。</p>	<p>【道路河川整備課:TEL 21-2407】</p> <p>ご要望の三杉川の堤防につきましては、栃木県が管理する一級河川三杉川の管理用道路であり、一部は市道に認定した生活道路として利用しており、小名路橋下流の堤防については、河川管理の道路であり未舗装の状況であります。</p> <p>河川の管理用道路は、河川構造物の一部であることから厳しい制限があり、容易に堤防の構造を変更することができませんが、ご要望を踏まえて、管理者である栃木県と協議してまいります。</p>	<p>【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2407】</p> <p>一級河川三杉川を管理する県に確認したところ、『現在ご要望箇所周辺の河川改修などの工事予定は無い』との回答でした。</p> <p>今後、市が堤防を整備するには、用地取得や工事予算を確保するなどの作業が必要になりますが、現在、岩舟地域内では生活道路の拡幅要望が多数あり、多くの方にお待ちいただいている状況ですので、三杉川の堤防については、引き続き地元住民や関係者の皆様で美しく管理していただきますようお願いいたします。</p>
8	中妻	<p>【夕立雨水に関する要望について】</p> <p>諏訪岳のすそにて砂防ダムでうけた雨水が神社の池に流れ込み、道路横断している排水ドカンでものみきらないので、道路上を流れ駐在所まで流れ込み、苦情があるので対応を要望します。</p>	<p>【農林整備課:TEL 21-2387】</p> <p>ご要望の箇所につきましては、村檜神社の方と現場を確認したところ、池から下流の暗渠部に土砂や落ち葉が堆積していることが原因で、雨水が市道に溢れ、駐在所の方まで流れてしまうと考えられますので、村檜神社と市において、暗渠部の堆積物を撤去することといたしました。</p> <p>今後も状況を注視しながら、適切な対策、管理を行ってまいります。</p>	<p>【担当課:農林整備課:TEL 21-2387】</p> <p>今後の対応につきましては、村檜神社と協力して事業を進めることになっており、現在村檜神社と調整を行っているところです。</p>
9	参加者 (山の腰西)	<p>【地域清掃活動等で集めたごみの処分について】</p> <p>年に1回は地域住民参加型の清掃活動をしているが、45Lのゴミ袋で10袋から20袋の間ぐらい集まる。それを処分する方法がないので、現在役員が全部自分の家庭に持ち帰って、その自治会のごみ収集場に出している状況です。</p> <p>30袋以上であれば市の方で回収してくれるというのは重々承知しているのですが、その30袋というのがハードルが高い。それを少し、我々の自主清掃活動にご協力いただけないものかお伺いしたい。</p>	<p>【生活環境部長】</p> <p>市の美化清掃活動にご協力いただき、大変ありがとうございます。</p> <p>ご質問の地域の清掃活動で出たゴミの出し方につきましては、地域間で運用が異なっていたものを、令和3年度から原則としてゴミステーションをご利用いただき、30袋以上が想定されるような場合には、1か月くらい前に依頼していただき、市のクリーン推進課の職員が回収するという形に統一をさせていただきました。</p> <p>職員2名で市全域を回収しておりますので、皆様のお力をお借りしながら、持続可能な運用をしてみたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。</p> <p>なお、実際にやってみないとわからない部分もあると思いますので、30袋くらい集まるかなと見込まれる場合には、ぜひご相談いただければと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p> <p>【担当課:クリーン推進課:TEL 31-2447】</p>
10	参加者 (赤羽根)	<p>【災害時協力井戸の実態把握、水質検査について】</p> <p>災害時協力井戸については、西日本九州台風で送水管が破損して給水できないという報道がされていますが、栃木市に災害時協力井戸ということで確か全体で80件ほど、岩舟でも14、5件登録されていると思います。</p> <p>3年目となり、継続するかしないかという案内が来ましたが、生活様式も変わってきている中で、使えなくなっているところもあるのではないかと思いますが、その辺の実態は把握しているのでしょうか。</p> <p>それと、飲料用ということでも登録してある家もあると思いますが、当然飲料用ですから水質検査が必要だと思います。自分でやれと言われればそれまでですが、災害時協力井戸ということなので、市の方でやってはいただけないでしょうか。</p>	<p>【危機管理監】</p> <p>災害時協力井戸の実態につきましては、正確な数は今手元にございませんが、継続は無理という方も当然いらっしゃいます。</p> <p>また、水質検査につきましては、今お話がありました通り、基本的には井戸の所有者の方をお願いしたいと思いますが、検討してまいりたいと思います。</p>	<p>【担当課:危機管理課:TEL 21-2551】</p> <p>災害時協力井戸登録制度とは、市民等が所有する井戸を事前に登録していただき、災害時に市民等の飲料水以外の生活用水(洗濯、トイレ等)を確保することを目的とする制度であります。</p> <p>飲料水で提供となる場合は、水質検査は必須となりますが、あくまで、市民のみなさんへ、協力いただける範囲の中での登録でありますことから、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>●令和6年1月末現在88件(うち岩舟22件)の登録あり。 ●3年ごとの調査により実態把握。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
11	参加者 (赤塚)	<p>【ダンプに壊された側溝の修復、市有地にある街灯の撤去について】</p> <p>市道のことで2点ほどお伺いしたいと思います。赤塚地内を太陽光発電の業者の大型ダンプが通り側溝を壊されたということで、先日道路課のほうに電話をしました。その報告の中で、壊したというのを見た人間は地元の住民しかいないので、市が直しますという話でした。こういった場合、その業者に指導という形で、要するに市の税金を使わずに、壊したんだから直しなさいという指導ができないか。</p> <p>もうひとつ、静和駅を背にした先に、商工会が町政記念で昭和37年に街灯を建てたそうです。その街灯はあくまで私有地に立っていて、所有者はその私有地の所有者になっているので、市では街灯は撤去できないという回答を数年前にいただきました。だいぶ朽ちてきていて、倒れたら困るので、何とかしていただけないかというお願いを市としてできないでしょうか。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>まず一点目の市道の側溝の破損の件につきましては、原因がはっきりしている場合には、市としても原因発生者に直接指導してまいりたいと考えております。</p> <p>もう一点目の、街灯についてですが、基本的には私有地の設置物になりますので、現場を見させていただきまして、何ができるか検討したいと思っております。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2403】</p> <p>赤塚地内の太陽光発電工事について確認したところ、大きな工事は令和元年に完了しており、原因となった事業者の特定ができませんでした。現状では側溝の機能に支障がないため、経過観察とさせていただきます。</p> <p>また、ご要望のありました街灯につきましては、個人所有の土地に入っていることから、適切な維持管理を所有者にお願いしてまいります。</p>
12	参加者 (学校前)	<p>【新斎場における火葬の待ち時間について】</p> <p>斎場の件で、質問させていただきます。現在、火葬までに10日近い時間がかかっています。新斎場の整備が終わると、どのぐらいの待ち時間になるのでしょうか。</p>	<p>【生活環境部長】</p> <p>新しい斎場は、火葬炉が8炉で1日16件の火葬の受付ができます。特に皆様からご要望が多い、お昼前後に集中して件数を対応できるようにしましたので、例えばお正月、12月から1月頃が火葬件数が一番多く、現在は1週間以上お待ちになっているような例もあるかと思っております。</p> <p>新斎場ができた後は、例えば到着時間で言いますと、お昼前後だけでも6件くらい受けられるようになりますので、年末年始が一番多い期間以外は、ご希望の時間が取りやすくなるかなと考えております。</p> <p>岩舟地域藤岡地域の方は、今は佐野の斎場をお使いになっていると思いますが、栃木市内全てが新しくできる斎場をご利用いただくように、それも含めた件数を設定して作っております。</p> <p>なお先ほどの市長の説明でありました。ピークの2630件を予想しているのは、2035年となりますので、あと10年ちょっと先にピークを迎えます。ピーク時にも対応できるような件数にしてございますので、それまでの間、オープン当初などはかなり余裕があると考えております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:環境課:TEL 21-2422】</p>
13	参加者 (田代)	<p>【ゲームのやりすぎによる悪影響について、市でも啓蒙をして欲しい】</p> <p>足利の市民会館で森先生の講演がありました。今の若い人たちが安易に人を傷つけたり盗んだりすることの原因が、ゲームのやりすぎにあるのではないかという説があります。</p> <p>一日一時間以上子どもたちがゲームをやるとなんらかの悪い影響があるというもご存じかもしれませんが、あんまり深刻に考えない親御さんも多い。ゲームをやることによって感情のコントロールができない、ゆがんだ人間性を培うということなのですが、それに対して一番大事なことは親御さんにどういう認識を持っていたかということ。市の方でもなんらかの啓蒙をしていただければと思います。</p>	<p>【教育長】</p> <p>ご指摘いただいた通り、ゲームのやりすぎに関しては教育委員会でも大変憂慮しております。何時間も子どもたちがゲームをやり続けると、リアルとバーチャルの区別がつかなくなったり、あるいはゲームに限らずスマホやパソコンを何時間も見ていると、そこから発せられる光が神経を通して脳に至り、脳の一部を破壊したり、脳が萎縮したり、そういう脳科学の専門家からのお話もありますので、きちんと時間を区切って節操をもってやるようにと、特に長期休業期間に入る前は、きちんと家庭内でルールを決めてやりなさいという指導を各学校でしております。</p> <p>ただ、ご指摘の通り、学校で子どもたちに指導するだけでは、なかなか浸透しない部分がありますので、市といたしましても、PTAの連合会と共催で行う教育講演会で、スマホやパソコン等から発せられる光線等の脳への悪影響について等、脳科学の専門家の方をお呼びして、何回か講演をいただきました。</p> <p>テレビやラジオを始めICT機器に一切触れない日、ノーメディアデーを設定するなど、工夫をして啓蒙している事例もありますので、教育委員会といたしましても機を捉えて、家庭教育学級やPTA対象の講演会などで、地道に啓発活動に取り組んでいきたいと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:学校教育課:TEL 21-2474】 【担当課:生涯学習課:TEL 21-2491】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
14	参加者 (山の腰西)	<p>【土砂等の詰まりなどで側溝の蓋が開かない場合の対処について】</p> <p>昨年の5月の集中豪雨で、山からの枯れ葉が下流に流れ、側溝が全部詰まってしまっているというお話があり、自治会内の清掃活動とあわせて、側溝の清掃も行いました。その時は私たち自治会の役員の男子が手伝ってなんとかしましたが、同じようなことになるはずだと、今年も梅雨の前に側溝清掃、枯れ葉清掃を計画しました。</p> <p>側溝の蓋が開いているところはできましたが、コンクリートの側溝のところは、ほとんど土砂などが詰まっていて、いかんせん側溝の蓋が重くて開かない。来てくれる人も結構高齢化が進んでいて、私もやりましたが、まあ開きません。これはちょっとまずいなと思いつつ、今年はしょうがないとそのままにしましたが、これからの防災を考えた時、側溝があっても、溝が土砂で埋まっていたら、なんのための側溝なのか。</p> <p>側溝の蓋を開けるようなものがないと、ミニユンボみたいなものがあれば、こじあけるといこともできるかと思いますが、私の自治会にはそういう方はいませんので、市の方で重い側溝を開けるのに使えるものが、これからはあるといいのかなと思いました。</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>側溝等の清掃につきまして、自治会で活動いただき誠にありがとうございます。</p> <p>基本的には、引き続き自治会等で清掃をお願いしたいというのが現状ではございますが、市では、蓋が重い場合等に使う蓋開け機の貸出しなども行っております。また、本当に重くて、人力では開かない側溝につきましては、市で業者に委託する場合もございますので、まずは現地を確認させていただきたいと思っておりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。</p>	<p>【担当課:道路河川維持課:TEL 21-2774】</p> <p>現地を確認しましたところ、側溝の機能を阻害する状況ではないため、お手数でも引き続きご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、清掃を行う際に蓋開け機等の貸し出しも行っておりますので、ご相談いただきたいと思います。</p>
15	参加者 (羽田)	<p>【林道の補修について】</p> <p>新葬場が10月1日に開業するとのことで、羽田から大平に抜ける林道が1本あるのですが、市の方で道路の悪いところを直していただきたい。</p>	<p>【産業振興部長】</p> <p>10月1日に新しい斎場がオープンしますので、至急林道について現地確認させていただきますので、後ほど詳しく教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。</p>	<p>【担当課:農林整備課:TEL 21-2386】</p> <p>現地を確認しましたところ、斎場の入口付近から林道に入った、約100m区間において、周辺の樹木や草が繁茂して、視界が悪い状況でありましたので、令和5年8月に枝落としと草刈りを実施いたしました。今後も林道の適切な維持管理に努めてまいります。</p>
16	参加者 (三谷東)	<p>【新斎場の愛称募集の件数について】</p> <p>新葬場の愛称募集が明日で締め切られます。三谷にできるんだから応募しようと、私も急遽昨日速達で出しましたが、わかる範囲でいいので、今のところどれぐらい応募者がいらっしやるのか。</p>	<p>【生活環境部長】</p> <p>斎場はおかげさまで、無事に建設の運びとなりました。今日現在で57件の応募をいただいております、今週いっぱいということで、もう少し増えると思います。ご応募いただき、大変ありがとうございます。</p>	<p>【担当課:環境課:TEL 21-2422】</p> <p>新栃木市斎場愛称選定会議での審査を経て愛称を決定し、9月14日に開催した新斎場の竣工式の時に発表しました。</p> <p>「あじさい」は市の花であり、色や種類によって異なる花言葉のように、それぞれの人生に通じるものがあり、家族が感謝の心をもって送り出せるようにとの思いが込められています。</p> <p>応募件数:75件(募集期間:6月20日~7月21日) 愛称:あじさいの杜</p>
17	参加者 (三谷東)	<p>【遊楽々館の車椅子駐車場】</p> <p>車いす用の駐車場が遊楽々館にはありますが、そこに車を置くと紙が貼られてしまう。私は身体障がい者のように体が不自由なのでそこに置きたいのですが、今は遠くの方に置いて、お風呂を利用しています。</p> <p>入口の近くに、名前は言いませんけれども、駐車禁止のそばに常に1台置いてある車があります。ここを利用する人。センター長が許可しているそうですが、なんで許可ができるのでしょうか。私みたいな、ドクターヘリで運ばれた人でも利用できないのか。教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>	<p>【保健福祉部長】</p> <p>遊楽々館につきましては、健康増進課が所管をしておりますが、管理の方は指定管理者をお願いをしておりますので、どういう事情なのか確認をしたいと思っております。</p> <p>また、車いすの駐車場につきましては、障害者の手帳を持っている方が利用されることが多いとは思いますが、手帳は持っていないけど、体が思うように動かず大変という方なども利用できるように用意をしている部分もございます。</p> <p>必ずしも手帳だけで判断しないように、施設の方に伝えておきますので、施設の方とよく相談していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>	<p>【担当課:健康増進課:TEL 25-3512】</p> <p>令和5年9月末に遊楽々館の入口付近に車2台分のおもいやり駐車スペースを新たに設置いたしました。</p> <p>利用対象は、原則、おもいやり駐車スペース利用証等を掲げている方となりますが、利用証等をお持ちでない方であっても、体を動かすことが困難な場合等、事情を受付に申し出ただいただければ、柔軟な対応をとるよう指定管理者に伝えておりますので、お気軽にご相談ください。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
18	参加者 (水掛)	<p>【市道 1068 号線の工事の開始時期について】</p> <p>市道 1068 号線が平成 30 年くらいに市のホームページの栃木市の重要整備路線のページに 15 番目にあがっていました。それが今年着工の予定になっていますが、先ほどいただいた主要事務事業一覧には載っていない。 15 件のうち、今どこまで出来ているのか分かれば、大体どうなるのかかわかるとは思いますが、いつごろスタートするのか教えて欲しい</p>	<p>【都市建設部長】</p> <p>市道 1068 号線の件でございますが、今年度着工ということで公表されているとのことですが、どこまでできているか分かる資料が手元にありませんので、具体的にどこまで出来ているかは申し上げられませんが、引き続き早期に事業着手を考えてまいりたいと思いますので、なにとぞもう少しお待ちいただければと思います。</p>	<p>【担当課:道路河川整備課:TEL 21-2401】</p> <p>道路整備基本計画に掲載されております重要整備路線(15 路線)の進捗状況は、計画期間(H30~R5)で実際に完了予定としていた6路線のうち完了した路線は2路線、同様に事業着手する予定であった5路線のうち、着手できたのは2路線であります。 事業が遅れている要因には、一つの例として、学校周辺の通学路整備を優先したことなどがあり、整備計画のスケジュールに大きく遅れが生じております。 このようなことから、市道 1068 号線につきましても、事業の着手までにはお時間をいただくこととなりますが、ご理解とご協力をお願いします。</p>
19	参加者 (水掛)	<p>【第 2 次栃木市総合計画に記載の「ありたい姿」について】</p> <p>市長の市政報告の中に、新たな視点ということでバックキャスト思考というものがありました。あるべき姿じゃなくてありたい姿、それを描いてそれに向かって進んでいくという話ですが、ありたい姿というのはなかなかまとまらないと思います。それには非常に時間が必要だと思います。 最初にありたい姿を描くときに、極端なことをいうと全員参加で。だからすぐには決まらない、そういった気持ちでやっていかないと、最終的に機能しないと思います。その辺をよく考えて進めていただきたいと思っています。</p>	<p>【総合政策部長】</p> <p>第 2 次栃木市総合計画につきましては、本年令和 5 年から令和 14 年、10 年間の計画ということで、10 年後を目指して、どんな街づくりをしていこうかという施策を取りまとめたものでございます。 ありたい姿につきましては、計画の中で、将来都市像というイメージではございますが、『豊かな自然と共生し優しさと強さが調和した活力あふれる栃木市』というイメージを図化しております。こういった街を 10 年後に、皆さんと作っていきたいということを目指して掲げて、それに向かって取り組んでまいりたいということ表現しております。 計画を作る段階で、様々な市民の皆様、団体の代表の皆様と一緒に、いろいろ話し合いながら作り上げてきたものでございます。計画見ただきまますと様々なアンケートの中で、小学生からのご意見など、多くの市民の方のご意見を取りまとめておりまして、当然これは市だけではできませんので、事業者、団体それと市民の皆さん、市、それぞれが協力しながら、10 年後にそれぞれの事業を通じて、達成していこうという計画の作りになっております。 市だけでできるものではないということは重々わかっておりますので、市民の皆様のご協力を、引き続きお願いしたいと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:総合政策課:TEL 21-2302】</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
20	参加者 (和泉第一)	<p>【サッカースタジアムの使用料及び固定資産税の減免について】</p> <p>栃木市は、ある民間企業に対しまして、サッカースタジアムの使用料と固定資産税を無料、しかも10年間。今裁判をやっていますが、裁判費用も税金です。勝ち目はあるのですか。確認したいと思います。</p>	<p>【市長】</p> <p>ここにサッカー場をつくることで、市民に良い影響があるということで、誘致し、許可をしたわけでありまして。 現在、多くの試合が行われ、皆さんがそれを身近で観戦し、みんなが一体となって応援していくというプロスポーツを推進する、またスポーツの振興にも寄与する、そして、子供たちの育成にも寄与するというところで、今日もここに来るときに向かいの練習場の前を通ってきましたが、小学生でしょうか、子どもたちがサッカーの練習に励んでおりました。 人を育てるといことも行政の大切な役割です。選手の皆さんが、全国から栃木市に来ているので、そういう意味では、地域の活性化にも繋がってきますので、10年間という固定資産税、使用料を免除しておりますが、誘致することで地域にもたらす効果は大きいと思っております。</p> <p>【副市長】</p> <p>裁判の関係について、少し補足をさせていただきます。 一審の判決において、市の主張は全く認められず、市としては納得できないということで、今高裁で争っているところであります。 市としては、今市長が申し上げましたように、サッカースタジアム設置については公益性があるということは今最も主張しているところであります、裁判については市としては勝つつもりで現在も主張しているところでございます。 市として裁判の費用が、本当に心苦しい話ではありますが、かなりの費用がかかっているというのは事実でございますし、法廷の場で確定した段階では、もちろんその判決に従っていくわけですが、現時点では、市としての主張それから、原告の皆さんの主張を法廷の場で戦わせているところでございますので、具体的なことは申し上げられませんが、そのような状況にあるということでございます。</p>	<p>【担当課:総務人事課:TEL 21-2342】</p> <p>令和3年5月に提起されたサッカー専用スタジアムに関する住民訴訟につきましては、令和4年1月に宇都宮地方裁判所から『固定資産税の免除をしてはならない。公園の使用料を請求しないことが違法である』との判決があり、市は、この判決を不服として同年2月に控訴しましたが、令和5年10月18日、東京高等裁判所において、市の控訴が棄却されました。 市といたしましては、最高裁判所への上告も検討しましたが、これ以上、サッカーチームの支援に関する意見の対立が長引くことは好ましくないと判断し、上告を断念いたしました。 判決確定を受けまして、これまで免除していた公園使用料と固定資産税の納付をサッカーチームの運営会社に求めるとともに、本市をホームタウンとして活躍するサッカーチームと今後どのように連携していけるのか慎重に検討してまいります。 また、住民訴訟に係る裁判の費用につきましては、市として裁判に臨み、司法の判断を仰ぐために必要となった費用でありますので、訴訟代理人との委任契約に基づき、市として負担いたします。</p>
21	参加者 (上岡)	<p>【小野寺北小校舎の無償譲渡について】</p> <p>小野寺北小もタダであげたわけですが、あれだけの土地と建物が。公共性があると言いますが、森友の小学校もタダでもらったわけじゃない。買ったわけですが、何億かで。それで値引きが多すぎるということで問題になった。タダというのはどういうことなのか。</p>	<p>【副市長】</p> <p>小野寺北小が廃校になった後の利活用について、サッカーの専門学校として使いたいという申し出を受けまして、サッカーの専門学校として使うということであれば、無償で譲渡しますという条件で譲渡したという経緯でございます。 もちろん、その条件が守られなければ返していただく。さらに契約上、違約金もいただくということになりますが、予定していたよりも、残念ながら1年遅れるということになりましたが、今年開学ということになりました。 市としましては、全国から生徒が集まっていることを確認しております。皆様の地元の学校に対する思いというのも、承知しておりますが、市としましては、施設を有効に活用することで、地域の活性化に繋がればという思いから、無償での譲渡をしたところです。 現在学校として十分使われているということと、地元の皆さんにも、花壇のことなど、いろいろご協力をいただいていることを確認しております。さらに申し上げます、学校として十分に活用されているか、市としても確認しながら、見守っていきたいと思っております。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】</p>
22	参加者 (山中)	<p>【川の水が減っていることに対し、業者への指導などの対処を】</p> <p>山中自治会には、近くに五十畑石材さんがありますが、山を取って沢へ一切水を戻さないから、どんどん川の水が減っている。 そういうのは市の方で指導しないのでしょうか。元の川へ流れるべき水が全部下の方の、別なところに流れて川の水がどんどん減っている。それを市の方で指導なり、灌漑をしていただきたいと思います。</p>	<p>【産業振興部長】</p> <p>沢の水を戻していないという、現在の状況を詳しく教えていただきたいので、申し訳ございませんが、この後お話を伺わせてください。よろしく願いいたします。</p>	<p>【担当課:商工振興課:TEL 21-2371】</p> <p>伺った要望につきましては、現場を確認のうえ採石事業に関する認可権者である栃木県工業振興課へお伝えいたしました。 引き続き、栃木県との情報共有に努めてまいります。</p>

No.	自治会	質問要望等	当日の回答要旨	経過・対応報告
23	参加者 (赤羽根)	<p>【総合計画の用語(バックキャスト、ウェルビーイング)が分かりにくい】</p> <p>総合計画の中で、フォアキャスト思考とか、バックキャスト思考とか、ウェルビーイングって言葉がありますが、これはどういう意味ですか。日本語で書けばいいのではないかな。</p>	<p>【総合政策部長】</p> <p>ウェルビーイングというのは、良いという意味のウェル、ありたいという意味のビーイングを合わせたもので、今まではお金を稼いで豊かな生活をしていこうという考えがありましたが、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも満たされた、豊かな人生を送っていきましょうという考えです。</p> <p>また、バックキャスト思考につきましては、これから人口が減っていくのではないかな、あるいは気象状況が安定しなくなっていくのではないかな、といった将来の制約を受け入れた上で、今どのように施策を進めていくのかを考える、つまり将来から今を振り返って考えること、それをバックキャスト思考と言います。将来から今時点を見て、その制約を受け入れた未来像に向かって進んでいこうという考えです。</p> <p>そして、フォアキャスト思考はバックキャスト思考と対照的に使われ、今こういう施策を積み上げていくと、将来こうなりますという考え方。それが前に進むフォア。バックキャストは将来から今を考えるということで、フォアキャストと対極にある考え方となります。</p> <p>わかりづらいかと思いますが、計画の解説にも入れておりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>	<p>【左記回答要旨のとおり】 【担当課:総合政策課:TEL 21-2302】</p>